

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度の決算に基づく健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により、平成25年度の決算に基づく資金不足比率を公表します。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.15) 〔△6.01〕	— (17.15) 〔△28.71〕	6.6 (25.0)	35.6 (350.0)

- 備考
- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない。
  - 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
  - 3 そで括弧書き内は、実質黒字額による比率であり、負の値で表示している。

平成25年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
中津市病院事業会計	— 〔△57.9〕	1 各特別会計ともに資金不足比率はない。
中津市水道事業会計	— 〔△106.8〕	
中津市簡易水道事業特別会計	— 〔△25.7〕	
中津市公共下水道事業特別会計 (公共下水道事業)	— 〔△6.3〕	2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に20.0%。
中津市公共下水道事業特別会計 (特定環境保全公共下水道事業)	— 〔△36.1〕	
中津市農業集落排水事業特別会計	— 〔△38.5〕	3 そで括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。
中津市小規模集合排水事業特別会計	— 〔△54.6〕	
中津市サイクリングターミナル事業特別会計	— 〔0.0〕	